



伊豆市

男女共同参画 プラン

2021 >>>> 2025

伊豆市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画見直しの趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の進め方	4
第2章 計画の内容	5
施策の体系	6
重点目標と施策の方向性	8
I 男女共同参画社会を実現するための意識づくり	8
重点目標1 男女共同参画意識の確立	8
重点目標2 男女共同参画を推進する教育の充実	10
重点目標3 あらゆる暴力、人権侵害の根絶	12
重点目標4 国際理解と協調	14
II 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる社会づくり	16
重点目標5 政策・方針決定過程への参画の推進	16
重点目標6 男女が共に活躍できる労働環境の充実とワーク・ライフ・バランス	18
重点目標7 地域・防災における男女共同参画の推進	20
III 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり	22
重点目標8 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境の整備	22
重点目標9 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	24
重点目標10 生涯を通じた健康支援	26
推進体制の整備・充実	28
目標指標一覧	29
参考資料	31
用語解説	32

第1章 計画の基本的な考え方

計画見直しの趣旨

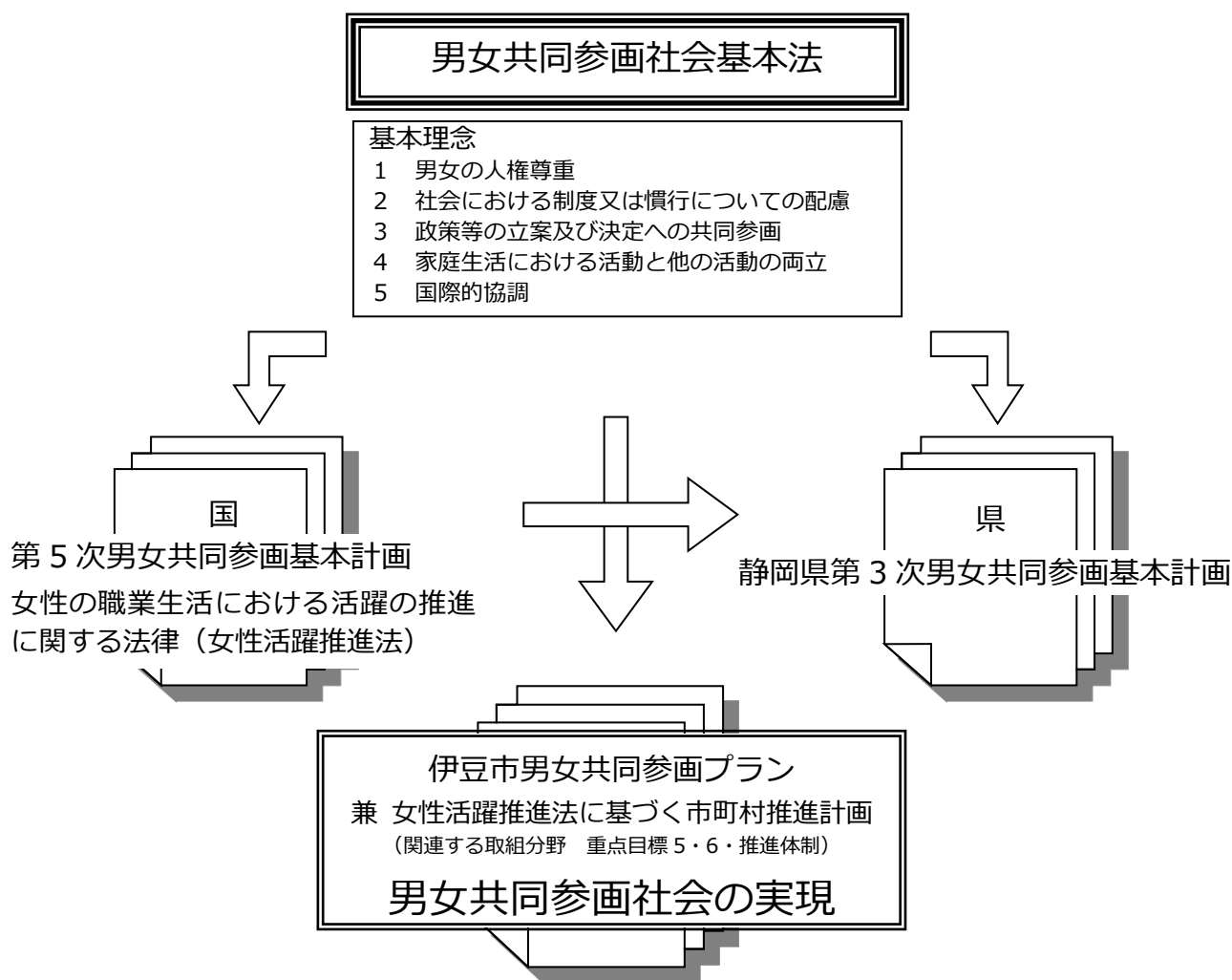
我が国は近年、急速な少子高齢化、経済状況の大きな変動の中で、ライフスタイルや価値観の多様化が広がりを見せ、社会全体がめまぐるしく変化し続けています。豊かで生きいきとした生活と社会の実現のためには、多様な意見や価値観を尊重し、すべての人がその個性と能力を発揮する機会が確保されることが不可欠です。特に、労働人口が減少していく中で、女性の活躍がこれからの社会の活性化に欠かせない要素となっており、意欲・能力を持った女性が積極的に活躍できる環境づくりと、男女が互いを尊重し、社会と家庭でともに喜びと責任を分かちあえる環境づくりが重要な課題となっています。

本市では、「男女共同参画基本法」に基づき、男性と女性がお互いを尊敬しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して平成 18 年度に『伊豆市男女共同参画プラン』を策定、平成 23 年度に見直しを行い様々な施策に取り組んできました。この計画の期間が、令和 2 年度で満了を迎えることから、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、計画の一部見直しを行いました。

男女共同参画社会の実現は、私たちの意識と行動の改革に負うところが大きく、法律や制度だけでは実現できるものではありません。社会環境の変化や課題を踏まえながら、労働環境の整備や子育て・介護への支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みなど、市・市民・事業者・団体が協働し、市全体で各施策を総合的かつ計画的に推進するために、この計画を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけし、新たに策定された国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「静岡県第 3 次男女共同参画基本計画」と整合性を図りました。本市では引き続き「男女共同参画社会の実現」を総合目標とし計画を推進します。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性活躍推進法）」が同法に基づく市域における施策の推進に関する計画と一体のものとして定め、取組を進めます。



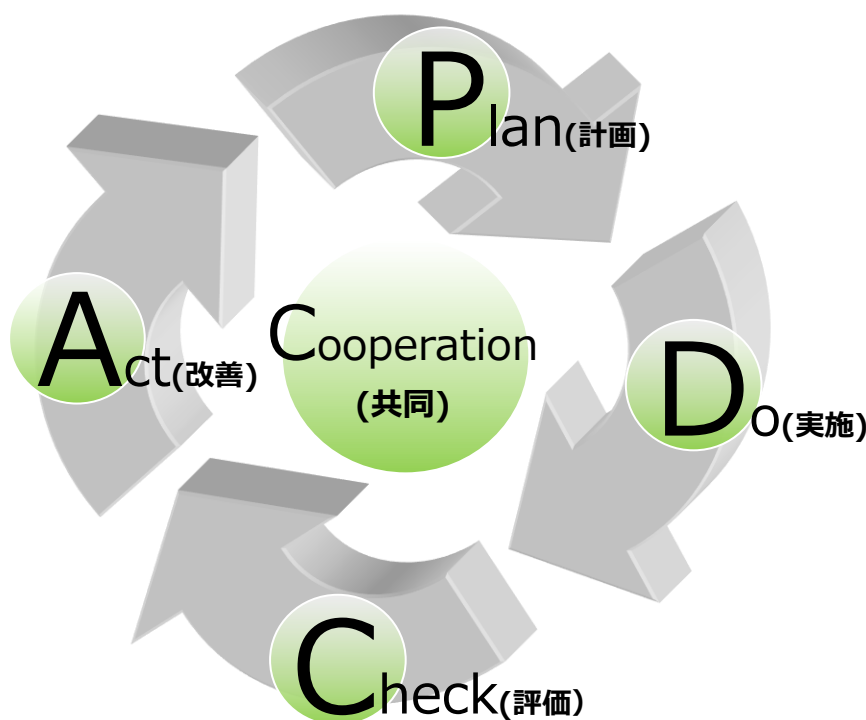
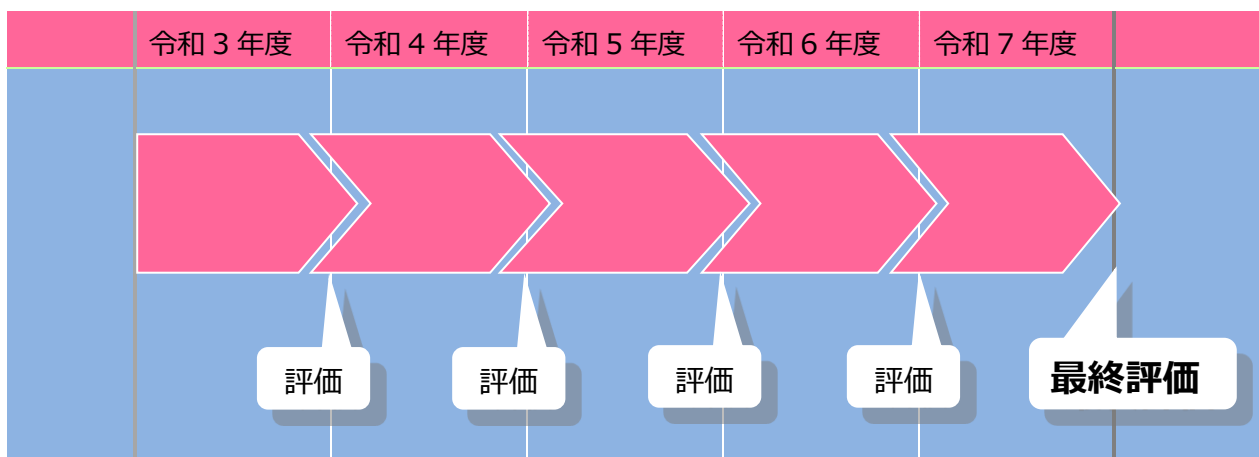
計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から平成7年度までの5年間とします。

なお、時代に即した社会状況や意識改革などに対応し、必要に応じて適切な見直しや内容の改善を図っていきます。

計画の進め方

計画を実効性のあるものとするため、毎年度、取り組みの実施状況を把握、達成状況を評価し、市の事業推進に対して点検・検証を行います。そのため、重点目標ごとに施策の進捗状況を把握するための成果指標（目標値）を設けました。これら指標の評価を次年度以降の取り組みへ反映させ、計画終了年度となる年度の達成を目指し施策を推進して行きます。



第2章 計画の内容

施策の体系

総合目標

基本目標

重点目標

男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画社会を実現するための意識づくり

1 男女共同参画意識の確立

2 男女共同参画を推進する教育の充実

3 あらゆる暴力、人権侵害の根絶

4 国際的理解と協調

II 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる社会づくり

5 政策・方針決定過程への参画の促進

6 男女が共に活躍できる労働環境の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

7 地域・防災における男女共同参画の推進

III 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

8 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境の整備

9 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

10 性に関する理解促進と生涯を通じた健康支援

推進体制の整備・強化

推進体制の整備・充実

施策の方向

指 標

1 男女の性別役割分担意識の改革

【指標 1】 男女共同参画社会基本法を知っている人の割合

1 保育・学校教育における男女平等教育の推進

【指標 2】 小・中学校で男女共同参画啓発講座を実施した回数

2 家庭・地域における男女平等教育の推進

【指標 3】 家庭生活における平等感

【指標 4】 市内中学校の生徒会長における女性の割合

1 あらゆる暴力の根絶

2 セクシャル・ハラスメント等の防止

【指標 5】 セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合

【指標 6】 DV を受けたことがある人の割合

1 国際社会の動向を踏まえた男女共同参画の推進

【指標 7】 外国語学習講座の開催

1 市政への女性の参画の促進

2 地域社会における意思決定の場への女性参画の推進

3 女性の能力発揮のための積極的取みを推進

【指標 8】 市職員の管理・監督職における女性の割合

【指標 9】 女性委員のいる審議会等の比率

1 職場における男女平等の働きかけ

2 労働に関する情報提供・支援体制の充実

3 男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境の構築

【指標 10】 静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所の市内設置数

【指標 11】 育児休暇を取らなかった理由として取りにくい職場の雰囲気だったと答える割合

1 地域・社会活動における男女共同参画の推進

2 防災・災害復興問題への参画の推進

【指標 12】 防災講座の女性受講者数

1 安心して出産・子育てができる環境づくり

2 男女共同の介護体制の構築と意識改革の促進

【指標 13】 休日（祝日）保育実施園数

【指標 14】 ファミリー・サポートセンター事業の協力会員数

【指標 15】 家族介護教室の実施回数

1 ひとり親家庭などを支援

2 高齢者や障がい者の自立支援

3 地域福祉基盤の整備と充実

【指標 16】 「まちの居場所」整備数

1 心と身体の健康づくりを推進

2 母と子の健康の充実

【指標 17】 乳がん検診受診率

【指標 18】 子宮がん検診受診率

1 市における推進体制の整備・充実

2 住民参加の推進体制の整備・充実

重点目標

1

男女共同参画意識の確立

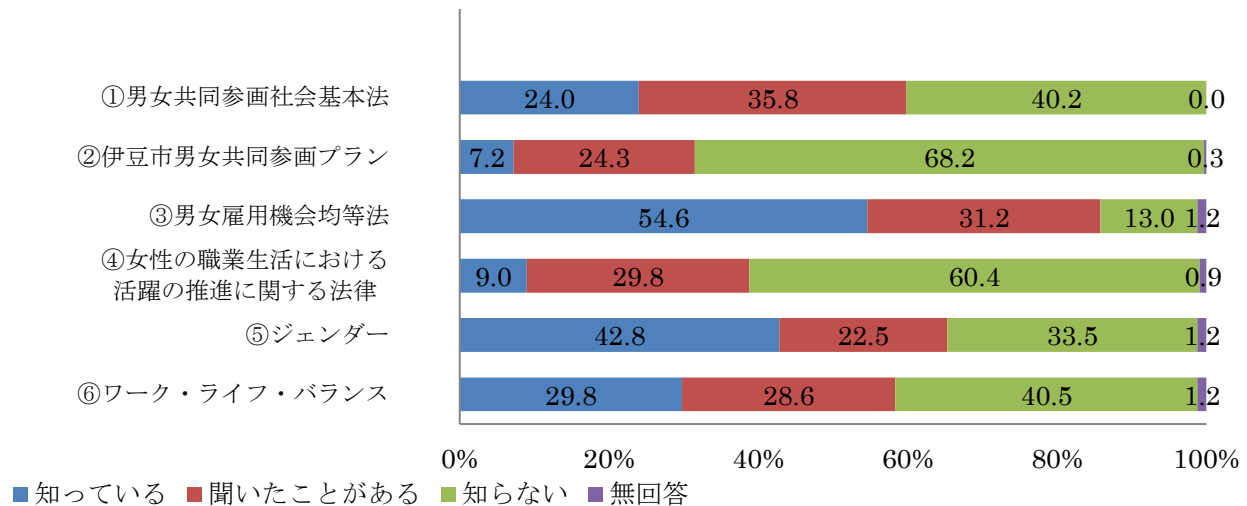
現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、身近で何気ない日常の中に、男女の固定的役割分担の意識や慣習はまだまだ根強く存在し、個々の能力や個性の発揮の妨げとなっています。それぞれが主体的に生きるためには、この固定的役割分担意識を改革することが重要です。

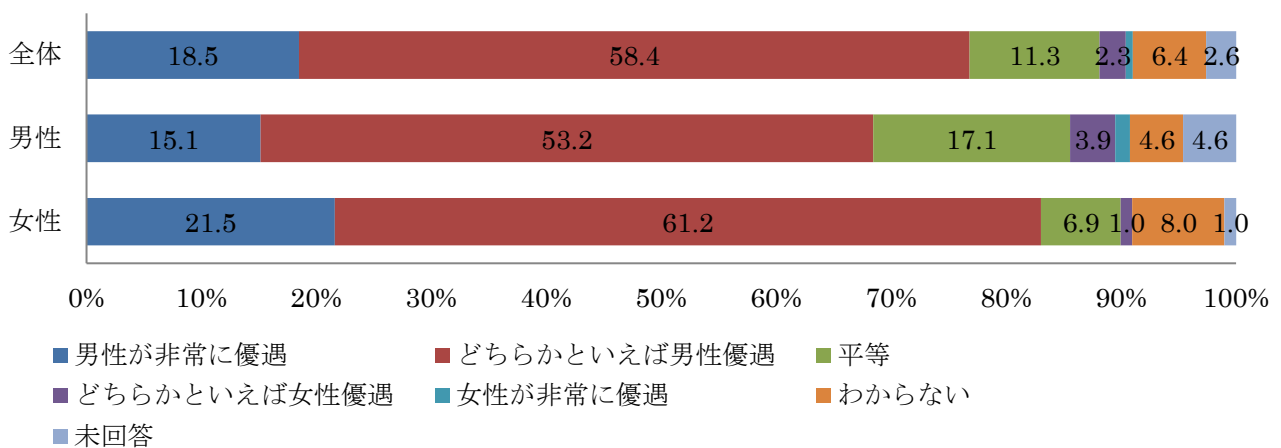
本市における調査でも、さまざまな場面で男女の不平等を実感しているという結果や、男女共同参画に関する制度、用語の認知度の低さなど、市民の男女共同参画意識の浸透はまだ十分とは言い難い状況であることがわかります。

こうしたことから、男女が互いに尊重し、多様な生き方の選択ができ、あらゆる分野で共に活躍しやすい環境をつくるため、男女共同参画の視点を持つことができるよう理念を正しく広めていく必要があります。

【参考資料1】関連用語等の認知度



【参考資料2】社会通念、慣習、しきたりにおける男女平等感



【成果指標】

項目	現状	目標値
1. 男女共同参画社会基本法を知っている人の割合	23.6%	40%

【施策の方向性】

男女共同参画社会について理解を深め、慣習やしきたりの中に残る固定的役割分担意識を見直すため、各団体や関係機関と連携し、様々な機会や媒体を通じて、広報・啓発活動を行い、意識改革を働きかけます。

【主な事業】

(1) 男女の性別役割分担意識の改革

具体的施策	内容	担当課
1 広報活動の推進	広報「いず」や市のホームページを利用し情報提供や啓発を推進します。各種広報紙に男女共同参画社会などに関する記事を定期的に掲載し、男女の固定的な役割分担意識の解消を継続的に図ります。	総合戦略課
2 様々な機会を通じての意識啓発	男女共同参画の理念が更に浸透するように、ジェンダーをテーマに取り入れた講演会や地域での学習会など様々な機会を通じて、啓発活動を実施します。	全課
3 関連図書や資料の充実	男女共同参画の視点を持った資料を収集し、図書の紹介など、啓発活動を実施します。	図書館
4 各団体への男女共同参画に関する啓発	市内各種団体の活動を通じて、男女共同参画に関する学習の取り組みへの奨励を図ります。	全課

重点目標

2

男女共同参画を推進する教育の充実

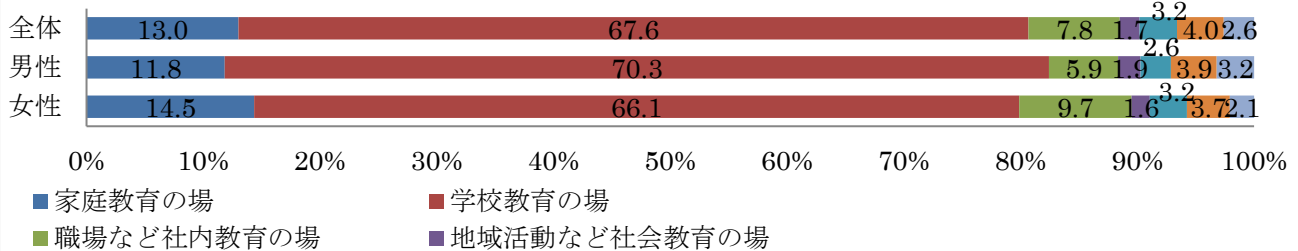
【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、家庭、学校、地域、あらゆる分野における自立と平等を目指した教育が必要です。特に、次代を担う子どもたちの人格形成期における男女平等教育は男女共同参画の視点を持った人材を育てる上で大きな意味をもたらします。市民意識調査でも人権の尊重、男女平等を推進する教育の場として学校教育の場を挙げる割合が最も多く、平等感を感じている割合も学校教育の場が最も多くなっています。

また、学校教育の場だけでなく、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、家庭や地域の一員として協力し合い、誰もが同じ立場で互いに責任を分かち社会参画を果たしていくことが重要です。

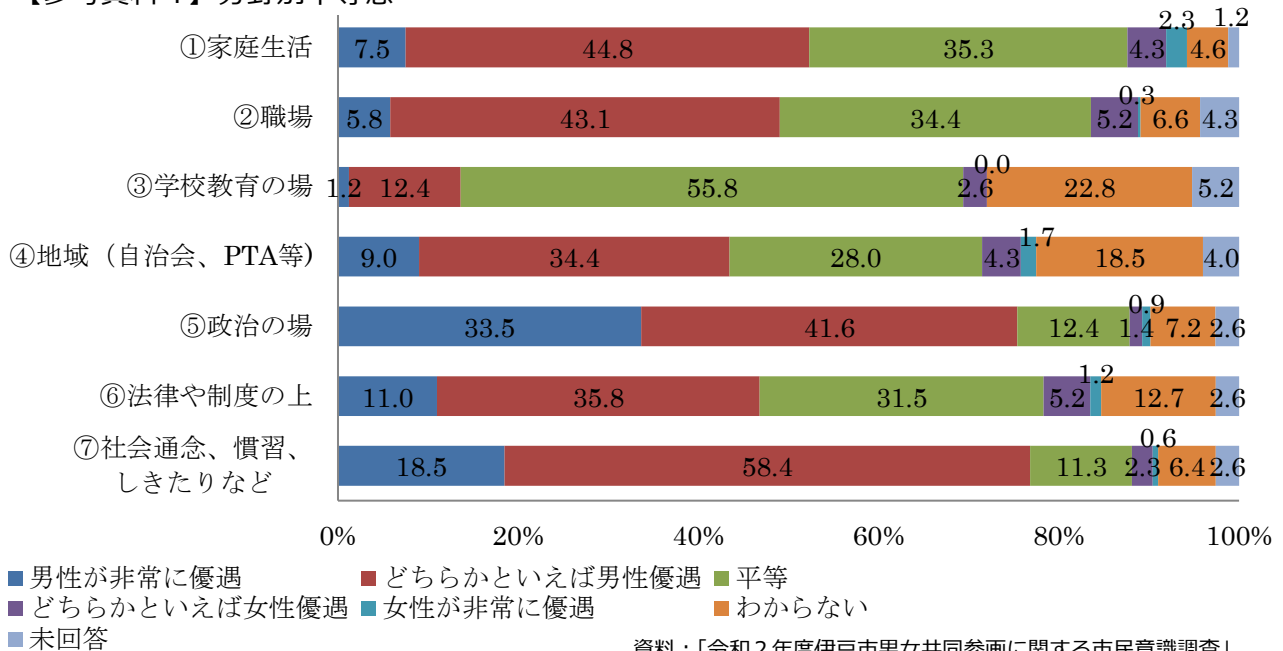
このようなことから、学校教育では子どもの頃から男女共同参画意識を身につけて行動できるよう男女の性を踏まえた上で、固定的ではなく一人ひとりが持つ個性や能力を発揮できる教育が行われる環境の整備が必要です。また、家庭や社会教育では、各種講座の開催など男女共同参画の正しい知識を周知し意識の高揚と参画の支援を図ることが重要です。

【参考資料3】人権尊重・男女平等を推進する教育の望まれる場



資料：「令和2年度伊豆市男女共同参画に関する市民意識調査」

【参考資料4】分野別平等感



資料：「令和2年度伊豆市男女共同参画に関する市民意識調査」

【成果指標】

項目	現状	目標値
2. 小中学校で男女共同参画啓発講座を実施した回数	7回/年間	6回/年間
3. 家庭生活における平等感（平等と感じる人の割合）	35.5%	50%
4. 市内中学校の生徒会長における女性の割合	50%	50%

【施策の方向性】

学校において男女平等に関する教育を推進していくとともに、教職員やPTAにも男女共同参画社会についての啓発し、指導の充実を図ります。また、家庭教育における男女平等教育の重要性を再認識する機会を提供するとともに、地域活動や各種講座などにおいて、男女共同参画に関するテーマを取り入れ、意識の高揚と参画支援の充実に努めます。

【主な事業】

(1) 保育・学校教育における男女平等教育の推進

具体的施策	内容	担当課
1 教職員・保育士などに対する研修の充実	学校行事などの運営が性別に基づく固定的な役割分業を前提に行われることがないように、教職員、保育士を対象に男女共同参画社会についての研修や勉強会を支援します。	学校教育課 こども課
2 PTA活動における男女共同参画の推進	PTAの学習会や広報活動などで男女共同参画に関するテーマを取り上げます。	社会教育課 学校教育課
3 学校における人権、男女平等教育の推進と慣習の見直し	家庭科や道徳、総合的な学習の時間などを中心に、体験的な学習を通じて家事・育児・介護などを学習し、人権尊重や男女平等、男女の相互理解を深めていきます。特別活動や部活動等における男女の慣習を改め、男女共同参画による活動を推進します。	学校教育課
4 幼児期からの啓発	保育所・こども園などにおいて、幼児期からジェンダーにとらわれない男女平等教育に努めます。	こども課

(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

具体的施策	内容	担当課
1 家庭における男女共同参画の促進	各種公民館事業の教室を利用して、家庭において男女が共に家事・育児・介護などの家族的責任を担うとともに、全員が家庭での決めごとに参画するよう促進します。	こども課 保険課
2 父親の家庭教育への参画支援	子育てや家庭教育に関する講座などを開催し、父親の家庭教育への参画を促進します。	社会教育課 こども課
3 これから親となる男女への学習機会の充実	これから親となる男女を対象に子育て講座などの家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。	こども課
4 地域活動における男女共同参画の推進	公民館活動や市内で活動しているあらゆるグループ活動において、男女共同参画の視点を意識した事業の推進に努めます。	全課
5 男女共同参画推進リーダーの育成支援	地域リーダーに対する男女平等に関する研修を充実します。国・県などで実施する男女共同参画関係の研修などへの積極的な参加を呼びかけます。	全課
6 託児サービスの拡充	学習会や講座・ワークショップ開催の際に、託児サービスの拡充を図ります。	全課

重点目標

3

あらゆる暴力、人権侵害の根絶

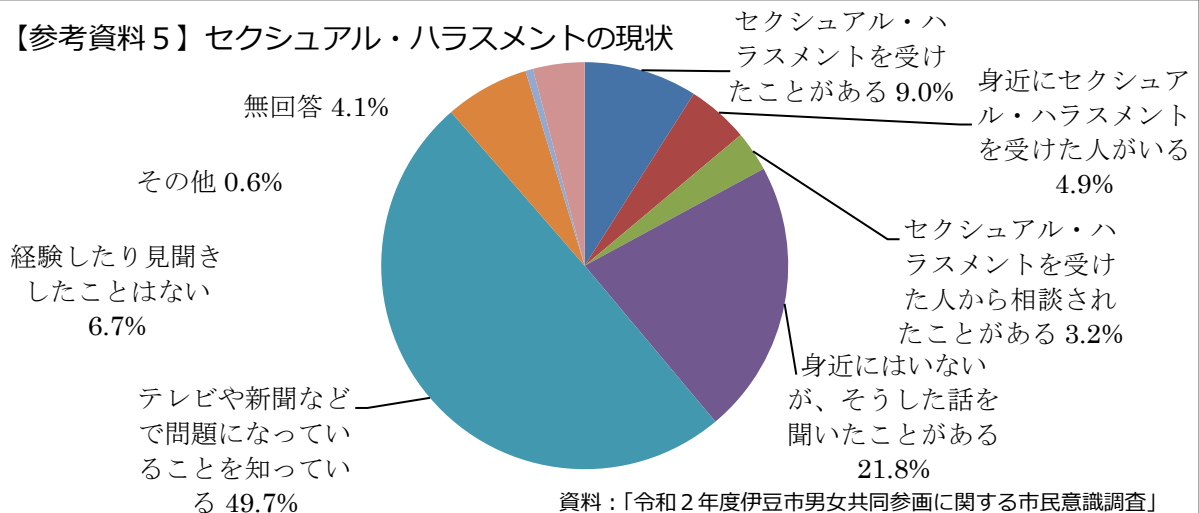
現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待等の暴力は誰に対しても許されるべきではない犯罪行為、重大な人権侵害であり、その根絶に向けて社会全体で継続的に取り組んでいく必要があります。

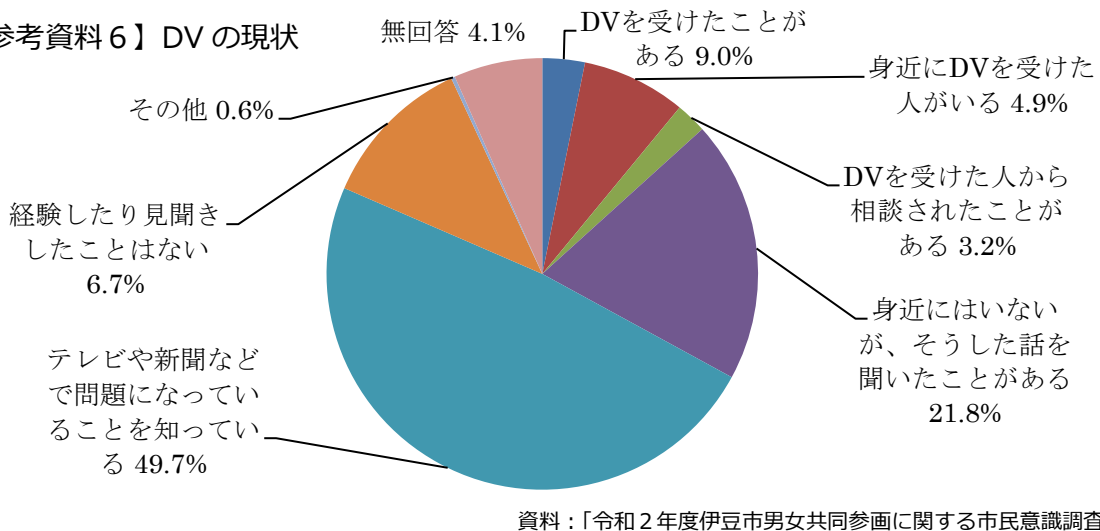
これらは今まで個人的な人間関係の問題として捉えられがちで、認識は被害者と加害者で大きく異なるため、問題が未然に防げないケースが多くあります。また、近年では、配偶者やパートナーからの暴力、デートDVやストーカー行為等の被害が深刻な社会問題となっており、インターネットやSNSなどの新たなコミュニケーションツールの普及により暴力や人権侵害は多様化し、より多くの被害を受けやすいという社会構造への対応も急務となっています。

こうした状況に対応するため、これら一つひとつの問題を正しく理解認識し、暴力や人権侵害を起こさない社会づくりの啓発と、関係機関と連携した相談・保護体制の充実が必要とされています。

【参考資料5】セクシュアル・ハラスメントの現状



【参考資料6】DVの現状



【成果指標】

項目	現状	目標値
5. セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	11.8%	0% (過去1年)
6. DVを受けたことがある人の割合	3.1%	0% (過去1年)

【施策の方向性】

DVやセクシュアル・ハラスメント等は、犯罪であり重大な人権侵害であるという社会的認識の徹底のため、意識啓発活動を進めるとともに、相談体制の充実と保護体制の確立など、関係機関の連携による基盤整備を行い、問題の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進します。

【主な事業】

(1) あらゆる暴力の根絶

具体的施策	内容	担当課
1 暴力を許さない社会環境づくりへの啓発	配偶者・パートナーなどからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や交際相手への暴力（デートDV）、ストーカー行為等は犯罪であるとの意識啓発を行います。	こども課
2 虐待を許さない社会環境づくりへの啓発と防止対策の充実	子ども・高齢者・障がい者などへの虐待は犯罪であるとの意識啓発を行います。 民生委員・児童委員・主任児童委員や家庭児童相談室、児童相談所との連携を強化し、虐待の防止に努め、虐待の事実が判明した場合の速やかな通告体制を充実します。	健康支援課 社会福祉課 こども課 学校教育課
3 相談・保護サービスの充実	緊急の援助を必要とする被害者への相談窓口の所在を広く周知し、保護サービスの充実を図ります。	健康支援課 こども課 社会福祉課 市民課 総合戦略課
4 関係機関との総合調整	警察（女性・子どもを守るネットワーク）・保健所・病院などと連携を図り、性暴力などの人権侵害を受けない環境の整備及び自立支援体制の整備を図ります。	健康支援課 こども課 社会福祉課 学校教育課

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

具体的施策	内容	担当課
1 事業主に対する啓発	事業主に対してセクシュアル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の徹底が図れるよう啓発を行います。	観光商工課
2 概念の普及啓発の促進	セクシュアル・ハラスメントについては、女性と男性の認識の差が大きいので、広報紙やパンフレットなどを利用して、特に男性を対象とした意識啓発を行います。	総務課 総合戦略課

重点目標

4

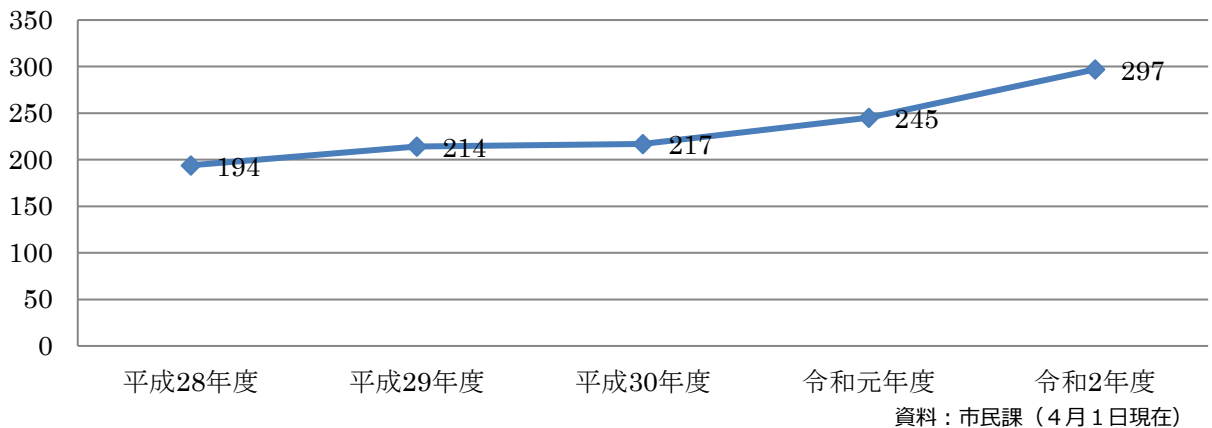
国際的理解と協調

【現状と課題】

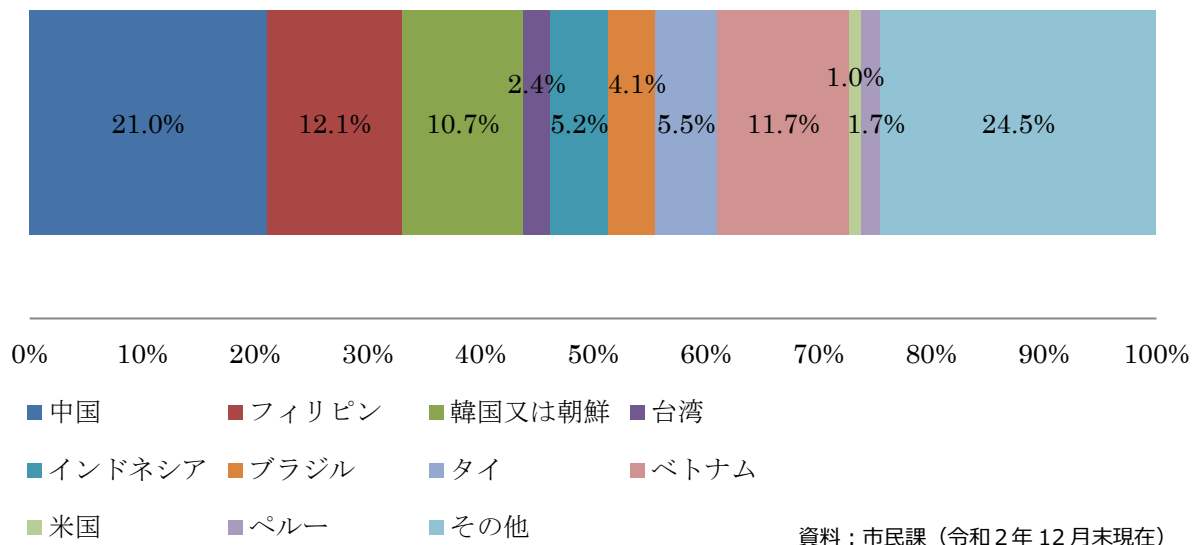
男女共同参画社会の実質的な取り組みは世界規模の動きのなかで進められており、男女平等は世界で取り組むべき共通の目標であることを認識する必要があります。地域の男女共同参画を推進するためにも、国際的な動きに対する理解と関心を深め、協調していくことが重要です。また、地域内に多様な国籍の外国人が増加する社会にあつて、まずは身近な地域社会における国際交流と相互理解を進めていくことが大切です。

このようなことから、特に次代を担う子どもたちの国際理解教育推進事業の充実を図っていくことや、国際社会の様々な取り組みについて情報を収集・発信するとともに、身近な地域における国際交流を推進していくことが重要です。

【参考資料 7】伊豆市における外国人の推移



【参考資料 8】伊豆市における外国人の国別内訳



【成果指標】

項目	現状	目標値
7. 外国語学習講座の開催	2 講座	3 講座

【施策の方向性】

国際的な動きと連動して施策を実施するため、男女共同参画を推進する国際社会の様々な取り組みについて情報を収集・発信し、市民の意識啓発を図っていく。また、地域における国際交流を推進し、相互理解と国際理解教育を充実に努める。

【主な事業】

(1) 国際社会の動向をふまえた男女共同参画の推進

具体的施策	内容	担当課
1 国際社会情報の収集と提供、国際交流・協力施策の推進	男女共同参画に向けての国際社会のさまざまな取り組みについて、情報を収集・提供し、これからの国際化時代にふさわしい交流・協力ができるように、国や県と連携を図ります。	総合戦略課
2 地域における外国人との交流	市内在住の外国人との交流を行うなど、男女が共に参加できる身近な地域社会での国際交流を促進します。	総合戦略課
3 国際理解教育の推進	相互理解のための講座の開催等、国際理解を深める教育推進事業を充実するとともに、ALT（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）による外国語学習について一層の推進を図ります。	総合戦略課 学校教育課

重点目標

5

政策・方針決定過程への参画の促進

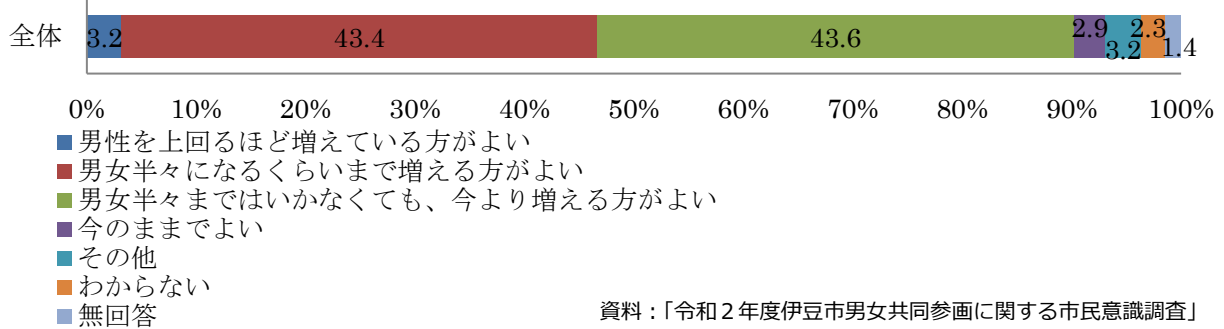
【現状と課題】

男女が同じ立場で社会における責任を果たしていくためには、あらゆる分野で女性の意見も受け入れられる環境が重要です。女性が方針決定過程に参画し活躍していくことは、女性だけでなく男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものであり、様々な立場の人々の意見や視点を施策に反映することで、生産性の向上や、多様性に富んだ持続可能な社会の構築が期待されます。

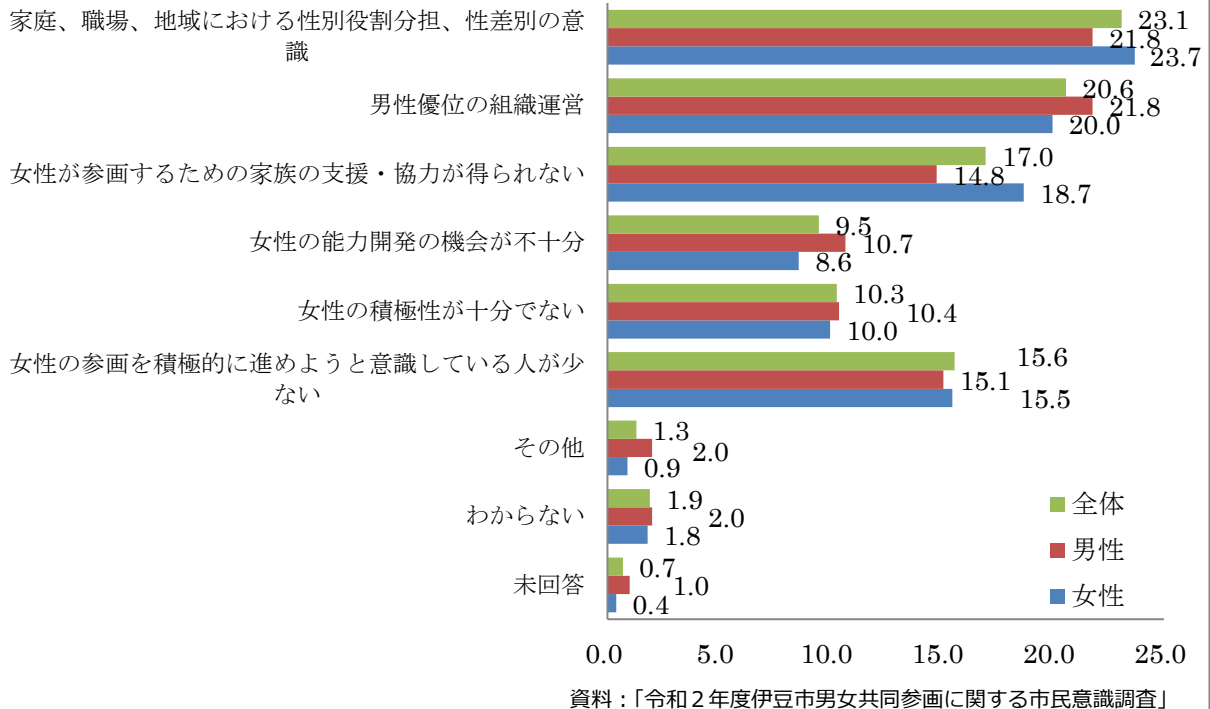
しかし、女性の社会進出は活発になってきているものの、本市の審議会や管理職における女性の割合は非常に少なく、地域社会においても男女の役割分担がみられ、参加のあり方に偏りが生じています。

このようなことから、市が率先して女性の人材育成や周囲の理解、意識改革に努めるなど、政策や方針決定過程への女性の参画の機会を拡大するとともに、各団体や事業所の取り組みの支援など環境整備に努める必要があります。

【参考資料 9】 政策方針決定過程への女性の参画についての意識



【参考資料 10】 政策方針決定過程への女性の参画が少ない理由



【成果指標】

項目	現状	目標値
8. 市職員の管理・監督職における女性の割合	5.8%	15%
9. 女性委員のいる審議会等の比率	61.2%	100%

【施策の方向性】

市職員の管理者や審議会の委員などへの女性の登用を推進し、市政への女性の参画を図っていきます。男女共同参画意識を持ったリーダーを育成し、地域社会のあらゆる分野で女性の意見を十分に反映させることのできる環境づくりに取り組みます。

【主な事業】

(1) 市政への女性の参画の促進

具体的施策	内容	担当課
1 審議会・委員会などへの女性委員の登用の推進	審議会や委員会の委員の選出においては、人員構成に性別による偏りが生じないように努めます。	全課
2 市政への女性の意見の反映	「地区懇談会（仮称）」を開催し、女性の声を市政にさらに反映させます。	秘書室
3 庁内の役職などへの女性の登用	女性職員の研修の充実と管理職などへの登用を推進します。	総務課

(2) 地域社会における意思決定の場への女性参画の促進

具体的施策	内容	担当課
1 自治会などの指導者に対する啓発とリーダーの育成	自治会など地域の団体の指導者に対して研修を行い、男女共同参画の意識を持ったリーダーを育成して、地域活動を実践していきます。県・国などの研修会への派遣を支援し、女性団体などの指導者の資質向上と指導者となる女性を養成していきます。	総合戦略課
2 女性役員登用の働きかけ	女性も自治会などの意思決定の場に積極的に参画するように働きかけます。	秘書室
3 女性のための学習会の設置	男女平等の推進に関する教育、学習、女性の社会参画、国際的な動向を踏まえた情報などについての学習会を開催します。	総合戦略課

(3) 女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進

具体的施策	内容	担当課
1 企業や自営業者等への働きかけ	民間企業や諸団体、自営業者、農林漁業者に対し、女性が能力を発揮するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行を働きかけます。また、方針決定の場や企画立案の場へ女性が参画できるよう、啓発資料の作成・配布を行います。	観光商工課 農林水産課
2 企業の女性職員の人材育成	各種の研修会・講演会や人事交流に、女性職員が積極的に参加できるよう働きかけます。	観光商工課

重点目標

6

男女が共に活躍できる労働環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

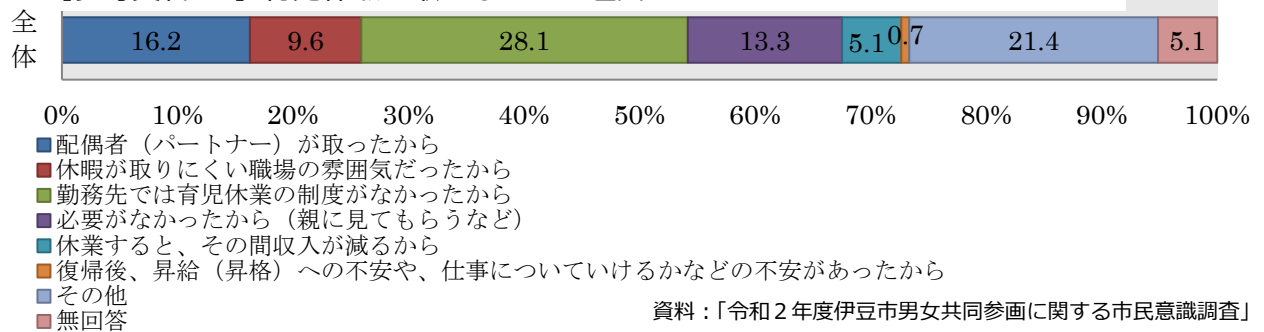
【現状と課題】

働きたい人が性別に係わりなく個人の能力を十分に発揮し、社会の一員として参画することは一人ひとりが豊かな生活を送る上で重要です。近年、働く場での男女平等をめざし就労に関する法律や制度が急速に整備されつつありますが、いまだ性別による採用、昇進の差や賃金格差、固定的役割分担を反映した職場慣行など、就労環境における不平等感が及ぼす影響は大きいものとなっています。

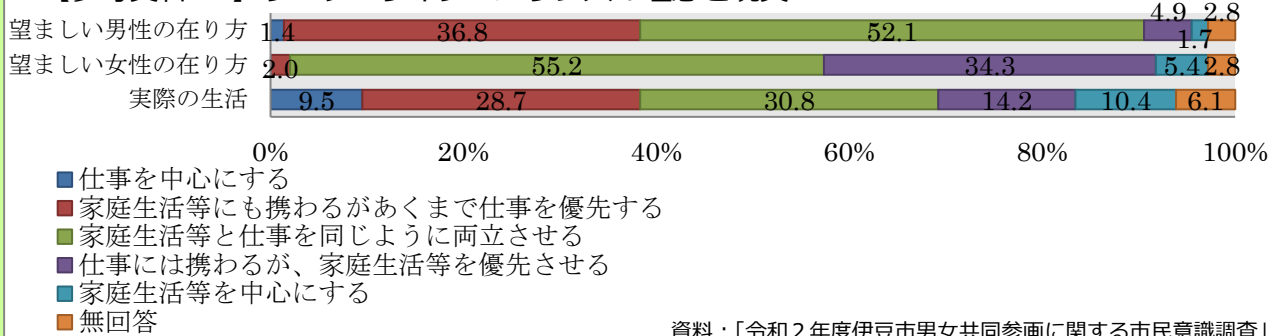
また、少子高齢化や人口減少社会の進展から労働力不足が懸念されており、経済活動においてもすべての人の活躍が望まれている中で、女性の家事・育児による就労の中断や、その後の不安定な非正規雇用の形態、又は男性の長時間労働による家庭・地域への参画機会が得にくさなど、働く世代にとって厳しい社会状況となっています。

女性の経済参画による労働人口の増加は、生産性の向上が図られるだけでなく、男性も働き方等で柔軟な選択できるようになることから、社会全体の活性化が期待できます。女性の能力に応じた正当な評価や適正な処遇などの労働条件の向上と、すべての人がライフスタイルに応じた多様な生き方・働き方が選択できワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できる環境整備のため、事業主や市民を対象に、女性の職業能力の開発機会の拡大や就業支援体制の充実、法令等の理解の促進や問題認識の浸透が必要となっています。

【参考資料 11】 育児休暇を取らなかった理由



【参考資料 12】 ワーク・ライフ・バランスの理想と現実



【成果指標】

項目	現状	目標値
10. 静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所の市内設置数	8事業所	10事業所
11. 育児休暇を取らなかった理由として取りにくい職場の雰囲気だったと答える割合	3.4%	5%以下

【施策の方向性】

市民へ啓発を行い、男女の均等な雇用機会と待遇の確保に対する法令などの理解の促進や問題認識の浸透と、様々な就業形態の情報提供、支援策を進め就業環境の整備を促進します。

また、各団体や企業へ働きかけ、労働条件の向上、女性の職業能力の開発機会の拡大、育児・介護休業制度などの活用、職業生活が継続できる環境づくりなど、仕事と家庭への両立に対する理解の促進を図ります。

【主な事業】

(1) 職場における男女平等の働きかけ

具体的施策	内 容	担当課
1 職場における男女平等の実現	「男女雇用機会均等法」など関連法令の周知や、あらゆる職種で男女が対等なパートナーとして参画できるよう啓発を行います。市内の企業・事業所を対象に実態調査などを実施し、賃金・昇進の男女格差などの労働条件に関する適切な運用を働きかけます。	観光商工課 農林水産課
2 関係機関・団体への定期的な啓発	ライオンズクラブや商工会などの関係機関・団体へ定期的に職場の男女平等に関する啓発を行います。	観光商工課 総合戦略課
3 男女共同参画を積極的に取り組んでいる企業紹介による啓発	男女共同参画に向けて積極的な企業の取り組みを紹介します。	総合戦略課
4 働く女性の母性保護・健康管理	国・県の労働関係機関と連携して、事業主に対して、「労働基準法」に定める母性保護、女性の健康管理について啓発します。妊娠中の働く女性が保健衛生の講座などに参加しやすい環境づくりに努めます。	観光商工課

(2) 労働に関する情報提供・支援体制の充実

具体的施策	内 容	担当課
1 就業を希望する人への就職支援	就業を希望する人や再就職を希望する人に対し、関係機関と連携を図りながら、職業訓練や就業相談を行います。	観光商工課
2 新しい就業形態への支援	在宅勤務、SOHOなどについての情報提供を行い、多様な働き方への支援を図ります。	観光商工課
3 パートタイム・派遣労働などの状況把握	パートタイム・派遣労働者などの状況についての把握に努め、パートタイム労働法・派遣労働法などの労働指針の啓発を行います。	観光商工課
4 起業家支援事業の促進	起業しようとする人に対する情報や学習機会の充実に商工会に働きかけます。	観光商工課

(3) 男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境の構築

具体的施策	内 容	担当課
1 事業主などへの仕事と家庭の両立に対する理解の促進	子育てや介護をしながら働き続けることができる職場づくりの必要性について、企業の理解を促進します。	観光商工課
2 育児休業・介護休業制度などの周知徹底と活用の促進	国や県と連携して、育児休業・介護休業制度について市民や市内事業所への周知を図り、制度の活用の促進を働きかけます。	観光商工課 総合戦略課
3 時間外労働の短縮の促進	時間外労働の短縮を促進するよう県や関係機関と連携して事業主などに啓発します。	観光商工課
4 保育サービス・放課後児童対策、介護保険サービスの充実	保育サービス・放課後児童対策、介護保険サービスの充実を図ります。	こども課 保険課 学校教育課
5 NPO・ボランティア団体の活用の促進	育児や介護に関するNPOやボランティア団体の活動内容を紹介します。また、NPOやボランティア団体を利用したい市民と各団体が相互にアクセスできる情報交換の場を提供します。	こども課 社会福祉課 保険課 総合戦略課

重点目標

7

地域・防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

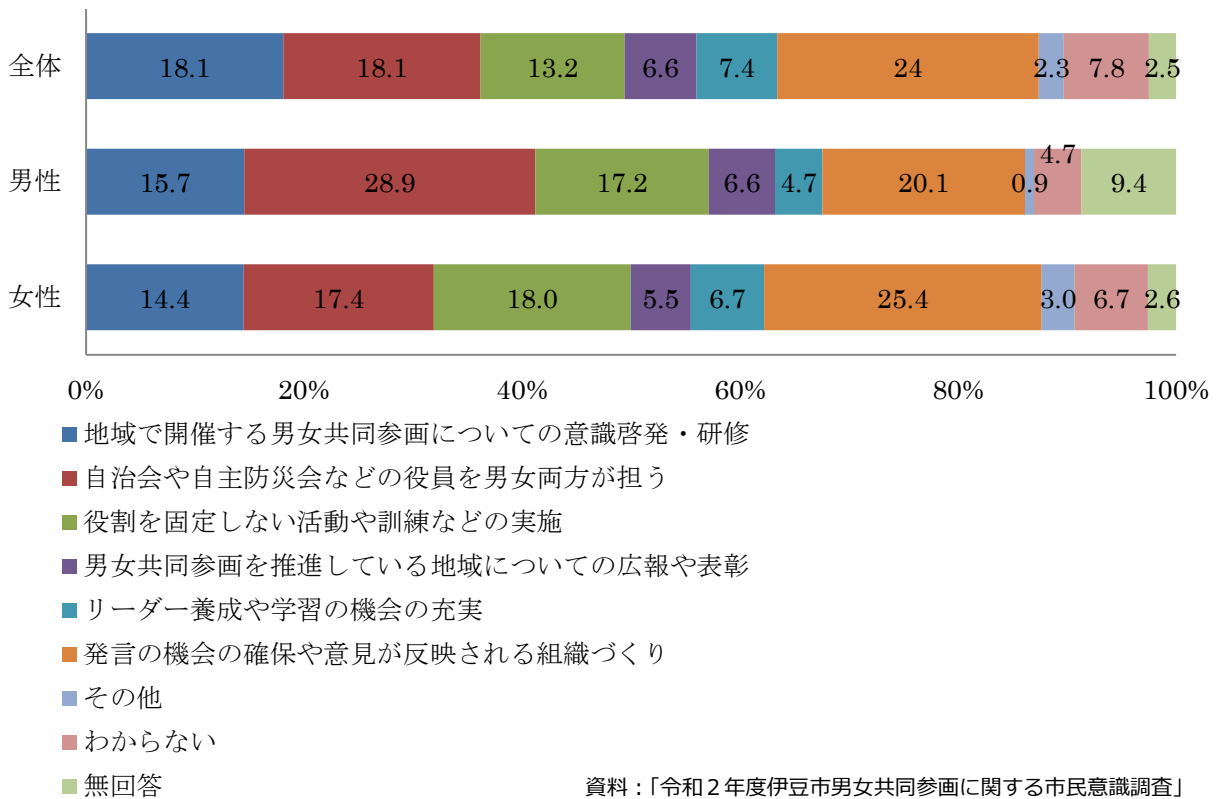
市民がいきいきと暮らす活力あるまちにするには、男女が地域社会の一員として共に参画し、共に責任を担い、市民全体で地域を創り上げることが重要です。

しかし、地域活動やボランティアへの参画は、女性にとっては身近で多くの参加がみられるものの、固定的役割分担意識による参画状況の偏りや、代表者や役員が男性である割合が高いなど、女性の意見が反映されにくい状況です。

また、東海地震の発生がごく近い将来に予想される静岡県において、災害が発生した場合に懸念されるのは、避難所運営や支援する側に女性の役員や担当が少ないことから、支援内容が男女のニーズ差を認識されないまま進められることなどが、過去の災害を踏まえた課題として挙がっています。

このようなことから、あらゆる立場の人の様々な経験を活かし、多様な視点からの地域づくりを行うため、男女のバランスのとれた参画の促進と、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要となっています。

【参考資料 13】 市民が地域活動における男女共同参画に必要と考える取り組み



【成果指標】

項目	現状	目標値
1 2. 防災講座の女性受講者数	2人	延べ 200人 (H28-H32)

【施策の方向性】

活動の参画に対し男女が同じ意識で臨み、性別にかかわらず個が持つ能力や資質を十分に発揮し誰もが地域社会の担い手となるよう、様々な地域活動への参画の支援や体制の確立に努めます。

【主な事業】

(1) 地域・社会活動における男女共同参画の推進

具体的施策	内 容	担当課
1 男女共同参画推進のための学習会の充実	男女が持つ能力や資質を十分に発揮し、積極的に地域・文化活動やボランティア活動に参加できるよう男女共同参画についての講座を開催するなど、学習機会を充実します。	社会教育課 総合戦略課
2 地域活動への男女の偏りのない参加の啓発	男性の職場中心の意識・ライフスタイルを見直し、男女が共に様々な地域活動へ参画するように、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。	総合戦略課
3 各種活動への連携と支援	ボランティアやNPO活動に関する普及活動や情報提供を行い、自主的な活動参加を促進します。	総合戦略課

(2) 防災・災害復興問題への参画の推進

具体的施策	内 容	担当課
1 防災分野における固定的役割分担意識の解消	地域における防災活動についても、固定的な役割分担意識の解消に努め、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。	防災安全課
2 災害時における高齢者・障がい者・外国人への対応	災害による女性高齢者・障がい者の被災が多くなるため、防災施策の立案、実施及び提供にあたっては、高齢者・障がい者・外国人などの視点を踏まえ、緊急時における連絡体制の整備を図るとともに、高齢者・障がい者・外国人の意識の向上のために知識の普及、学習機会の拡充を図ります。	防災安全課
3 地域団体・ボランティア・NPOにおける男女共同参画意識の向上	災害復興にあたるボランティア・NPOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援、避難所運営が行われるよう努めます。	防災安全課 社会福祉課

重点目標

8

男女が共に子育てや介護等に主体的に係わることができる環境の整備

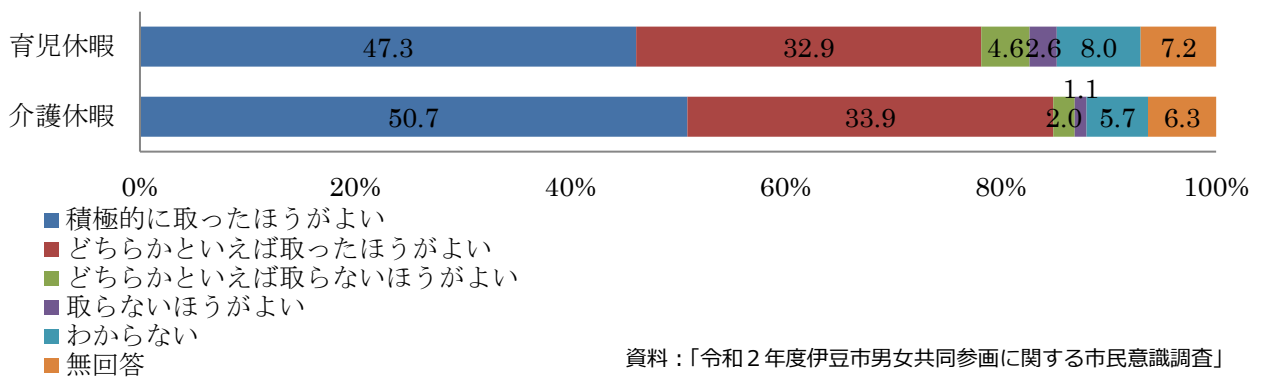
【現状と課題】

男女がともにあらゆる分野に参画し、誰もが安心して豊かな生活を送るためには、一人ひとりが家族の一員としての責任と自覚を持ち、互いに協力しながら家庭生活を営むことが重要ですが、家事をはじめ子育て、介護などの多くを女性が担っているのが現状です。

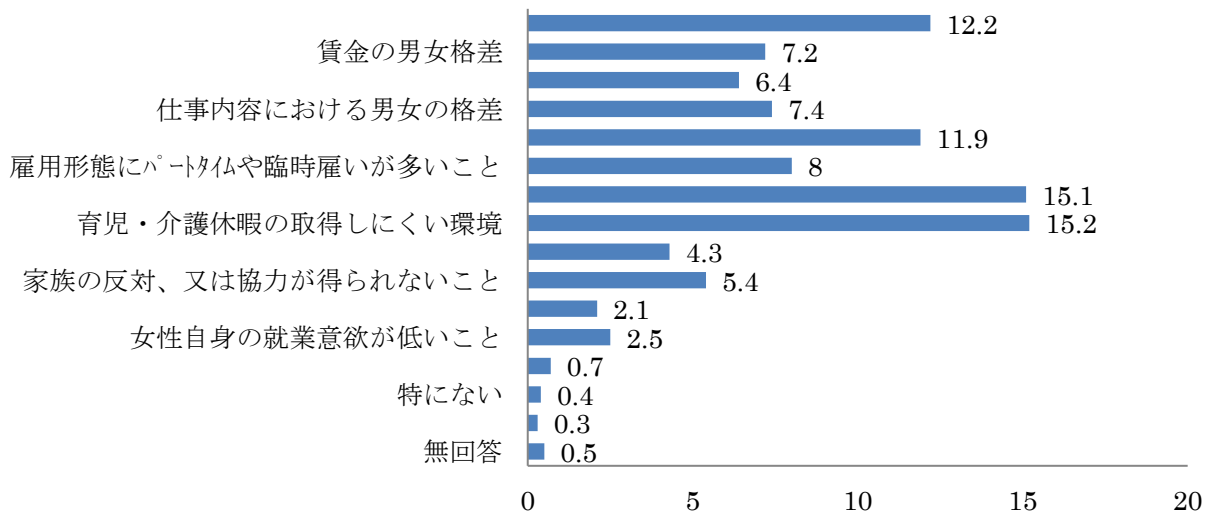
しかし核家族化や女性の社会進出など社会状況の変化や、価値観やライフスタイルの多様化など、家庭での子育てや介護をどちらか一方だけが担うことは大変難しくなっており、市民意識調査でも女性が働く上での障害に育児・介護施設の不足、育児・介護休暇の取得しにくい環境を挙げるなど、家事・子育ての役割が偏っていることが女性の活躍を阻害している一因となっています。

そのため、誰もが安心して子育てや介護、仕事と家庭の両立を図れるよう、多様なニーズに対応した支援の充実と、地域全体で子育てや介護を支える環境整備が必要となっています。

【参考資料 14】 男性が育児休暇・介護休暇を取ることにあつての意識



【参考資料 15】 市民が考える女性が働く上での障害



【成果指標】

項 目	現 状	目標値
1 3. 休日（祝日）保育実施園数	2 園	3 園
1 4. ファミリー・サポートセンター事業の協力会員数	104 人	150 人
1 5. 家族介護教室の実施回数	2 回／年間	12 回／年間

【施策の方向性】

これまでそのほとんどを女性が担ってきた育児や介護などを、家族や地域、社会全体で支え、仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めます。子どもが健やかに育つ環境を確保するため、次世代育成支援行動計画に基づく様々な子育て支援策の充実、相談体制と経済的支援地域への働きかけを行います。

【主な事業】

（1）安心して出産・子育てができる環境づくり

具体的施策	内 容	担当課
1 保育サービスの充実	利用者のニーズに対応するため、延長保育、一時保育、乳児保育、病児・病後児保育などの多様な保育サービスを充実します。	こども課
2 放課後児童対策の充実	利用者のニーズに対応した放課後児童クラブの充実に努めます。	学校教育課
3 子育てに関する経済的負担の軽減	子育て支援医療費に関する助成制度の公費負担の確立を関係機関に要望します。 就学前児童の保護者負担の軽減を実施します。	こども課
4 地域全体で子育てする意識の高揚	地域全体で子育てできるように家庭、学校、地域が連携し、情報交換の場の提供づくりに努めます。 地域子育て支援センター活用の推進を図ります。	こども課 学校教育課
5 相談事業の充実	幼稚園・保育所・こども園、学校と民生委員・児童委員や主任児童委員などが連携し、きめ細かな相談・支援活動ができる体制を整えます。	こども課 学校教育課

（2）男女共同参画の介護体制の構築と意識改革の促進

具体的施策	内 容	担当課
1 高齢者保健福祉サービスの充実を図ります。	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスの適正利用とともに、在宅福祉サービスの充実、一般介護予防事業を図っています。また、高齢者を地域で支えるシステムづくりとして地域包括支援センター活動の充実を図ります。	健康支援課 保険課
2 障がいを持つ人に対する福祉サービスの充実	介護者の負担軽減と障がいを持つ人自身の自立のために、障害福祉計画の施策に基づき、福祉サービスを充実します。	社会福祉課
3 介護への男女共同参画の促進	男女が共に学びあえる介護教室・講座を開催し、介護における男女共同参画の促進に努めます。	健康支援課 保険課

重点目標

9

生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

急速な少子高齢化や一人ひとりの価値観及びライフスタイルの多様化から、従来の家族形態が変容し、単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯などが増加する中で、貧困や教育・就労の機会を得られないなど、様々な困難を抱える人の増加がみられます。

すべての人が積極的に社会参画をし、生活を楽しめる環境を整備するため、就労環境の整備、福祉サービスの充実、相談事業の充実などの自立支援とともにボランティア組織との連携を強化するなど、地域福祉の基盤整備が必要となっています。

【成果指標】

項目	現状	目標値
16. 「まちの居場所」整備数	11箇所	6箇所

【施策の方向性】

急速に進展する少子高齢化社会において、ひとり親家庭や高齢者、障害をもつ人が健やかでいきいきと生涯を通じて、自立した生活を送ることができる健康福祉社会の実現を目指します。

【主な事業】

(1) ひとり親家庭などを支援

具体的施策	内容	担当課
1 相談事業の充実	民生委員・児童委員などによる各種相談機能を充実します。	こども課
2 経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費の助成などを充実します。	こども課

(2) 高齢者や障がい者の自立支援

具体的施策	内容	担当課
1 高齢者の社会参画の促進	高齢者が豊かな知識や技能、生活の知恵などを生かしながら、男女が共に積極的に社会参画できる場の確保や、老人クラブ活動や異年齢交流、生涯学習活動などを充実します。また、高齢者の健康維持増進に努めます。	社会教育課 健康支援課
2 シルバー人材センターの活性化	シルバー人材センターの活性化を支援し、高齢者が長年培った技能や経験などを生かした就業機会を拡大します。	観光商工課
3 職業訓練・雇用の安定化の促進	高齢者や障がい者が、その能力を発揮するために職業訓練講座などの情報を提供します。	健康支援課 社会福祉課

(3) 地域福祉基盤の整備と充実

具体的施策	内容	担当課
1 社会基盤整備の促進	社会全体のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者が自立しやすい社会基盤の整備を推進します。	健康支援課 社会福祉課
2 ボランティアの育成と組織の連携の強化	ボランティア養成講座を充実し、ボランティアコーディネーターの育成を図ります。また、行政と協力体制が取れるボランティア組織を強化します。	社会福祉課 総合戦略課

重点目標

10

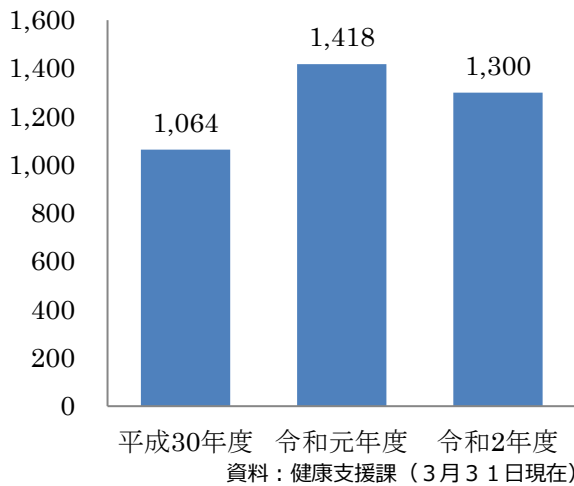
生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

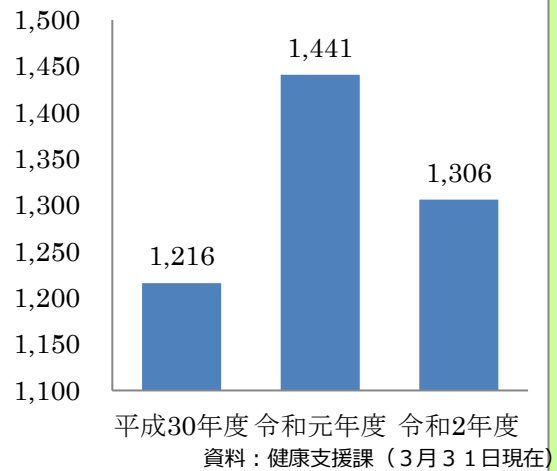
男女が互いの身体の違いを十分に理解し合い、人権を尊重することは、男女共同参画社会の実現に必要となってきます。そのためには、ライフステージに応じ心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し主体的に行動していくことが大切となります。また、妊娠・出産等については、女性だけではなく男性の理解も十分に必要となります。

伊豆市においては、妊娠から出産、乳幼児の健康まで一貫してサポートする母子事業の推進や、健康に影響を及ぼす HIV/エイズ、性感染に関する正しい知識の普及、薬物乱用の防止事業を実施しています。また、生涯の健康を通じて重要となる栄養や運動に関する知識の普及についても推進しています。

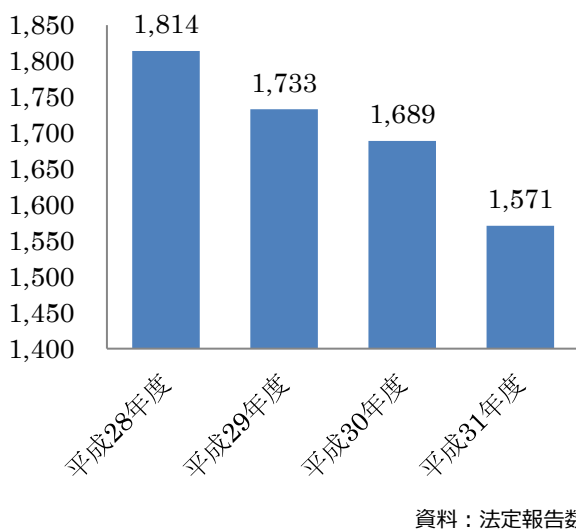
【参考資料 16】子宮頸がん受診者数



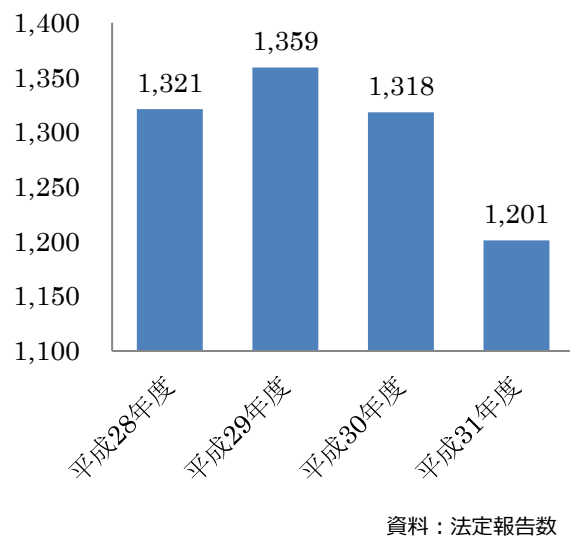
【参考資料 17】乳がん検診受診者数



【参考資料 18】特定検診受診者数（女）



【参考資料 19】特定検診受診者数（男）



【成果指標】

項 目	現 状	目標値
17. 乳がん検診受診率	10.8%	25%
18. 子宮がん検診受診率	9.5%	20%
19. 特定検診受診率	42.7%	50%

【施策の方向性】

男女共に生涯を通じて自分で心身の健康を管理するため、市民一人ひとりが、早い時期からのライフステージに応じた健康教育を受け、健康づくりに主体的に取り組めるよう支援します。

【主な事業】

(1) 心と身体健康づくりを推進

具体的施策	内 容	担当課
1 ライフステージに応じた健康づくり事業の充実	ライフステージに合わせた栄養の正しい知識、運動の重要性など健康増進についての知識の普及と情報提供と、保健計画の施策に基づき、市民一人ひとりのための健康づくり事業を推進します。 特定健診や各種がん検診等、健康診査の充実と受診率の向上に努めます。	健康支援課
2 心の健康づくりへの支援	心の健康づくりに関する講座などを開催して、ストレスに対応するための正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。	健康支援課
3 健康をおびやかす問題への対策の推進	H I V / エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及を図り、男女が理解し合い、お互いを思いやるための情報の提供や学習機会を充実します。 警察などの関係機関との連携のもと、薬物乱用のおそろしさに関する啓発を行い、薬物乱用の未然防止に努めます。	健康支援課 学校教育課

(2) 母と子の健康の充実

具体的施策	内 容	担当課
1 母性保護の意識啓発	母子健康手帳の交付、お父さんの子育て手帳の配布、保健指導の実施により、妊娠、出産、育児に関する相談支援体制の周知を図るとともに、母性保護の重要性について男女ともに知識の啓発・普及に努めます。	こども課
2 母子保健事業の推進	妊娠から出産、乳幼児まで一貫して、健康診査、保健指導・相談が受けられる体制の充実を図ります。	こども課
3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の理念の浸透	女性の性と健康、妊娠・出産に関わる自己決定権など、性と生殖に関する情報の収集と提供を行います。	こども課
4 性についての正しい情報の提供	自分の身体・命を大切に、男女が互いの人格を尊重して認め合う能力が育つように性教育を充実します。	健康支援課 学校教育課

推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現のため、行政活動全体において男女共同参画の視点を取り入れ、各課における連携を深めるとともに市の実情に沿って、本計画の施策を展開していきます。

本プランは、地域を構成する市民、民間団体、事業者、行政など全てがそれぞれの役割を担い、また協力し合って推進する計画です。団体活動の交流を促進していくとともに活動拠点を整備し、男女共同参画に関する情報交換の場として利用できるよう、市全体で推進体制の充実を図ります。

【主な事業】

(1) 市における推進体制の整備・充実

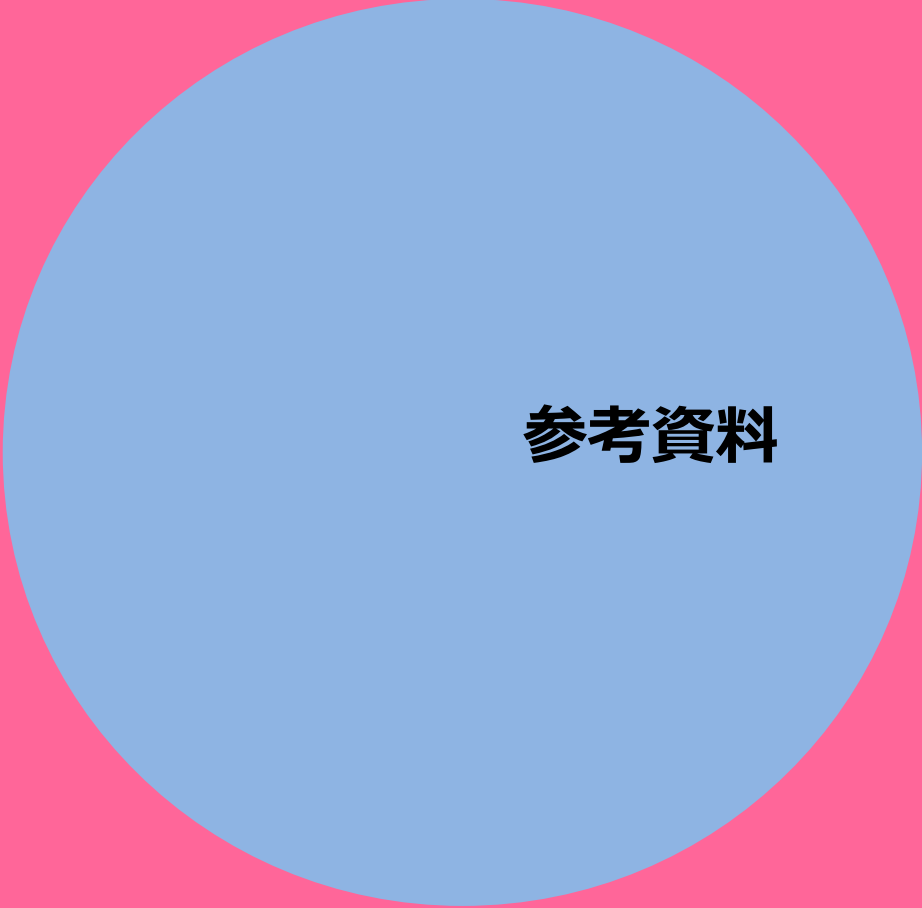
具体的施策	内容	担当課
1 市職員の意識の向上	行政活動全体に男女共同参画の視点を取り入れられるよう、全ての職員を対象に、男女平等の視点を養うための研修機会や情報提供を実施します。	総務課
2 国・県との連携・協力	男女共同参画の総合的な推進のため、国・県・関係機関との連携・協力を密に行い、各施策の推進を図ります。	総合戦略課
3 計画の適正な進行管理	毎年度、取り組みの実施状況を把握、達成状況を評価し、市の事業推進に対して点検・検証を行います。	総合戦略課

(2) 住民参加の推進体制の整備・充実

具体的施策	内容	担当課
1 活動拠点の整備	女性団体・ボランティア団体の活動や交流の拠点、男女共同参画に関する情報の発信源となる活動拠点を整備します。	総合戦略課
2 男女共同参画に関する調査研究の推進	男女共同参画に関する情報や統計資料などの整備・充実を進めます。総合的、効果的な施策を推進する上での基礎資料を得るため、男女共同参画に関する調査研究を行います。	総合戦略課
3 各種団体との連携強化	男女共同参画社会の実現に向けて、市民と行政とが一体となって、より充実した施策の展開を図るため、グループや団体などとの連携の強化を図ります。	総合戦略課

成果指標一覧

重点目標	指 標	現状値 (R 2)	目標値 (R 7)
男女共同参画意識の確立			
重点目標 1	1. 男女共同参画社会基本法を知っている人の割合	23.6%	40%
	男女共同参画を推進する教育の充実		
重点目標 2	2. 小中学校男女共同参画啓発講座研修を実施した回数	7 回/年間	6 回/年間
	3. 家庭生活における平等感（平等と感じる人の割合）	35.5%	50%
	4. 市内中学校の生徒会長における女性の割合	50%	50%
あらゆる暴力、人権侵害の根絶			
重点目標 3	5. セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	11.8%	0% (過去1年)
	6. DV を受けたことがある人の割合	3.1%	0% (過去1年)
国際的理解と協調			
重点目標 4	7. 外国語学習講座の開催	2 講座	3 講座
政策・方針決定過程への参画の促進			
重点目標 5	8. 市職員の管理・監督職における女性の割合	5.8%	15%
	9. 女性委員のいる審議会等の比率	61.2%	100%
男女が共に活躍できる労働環境の充実とワーク・ライフ・バランスの推進			
重点目標 6	10. 静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所の市内設置数	8 事業所	10 事業所
	11. 育児休暇を取らなかった理由として取りにくい職場の雰囲気だったと答える割合	3.4%	5%以下
地域・防災における男女共同参画の推進			
重点目標 7	12. 防災講座の女性受講者数	2 人	延べ 200 人 (H28-H32)
男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境の整備			
重点目標 8	13. 休日（祝日）保育実施園数	2 園	3 園
	14. ファミリー・サポートセンター事業の協力会員数	104 人	150 人
	15. 家族介護教室の実施回数	2 回/年間	12 回/年間
生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備			
重点目標 9	16. 「まちの居場所」整備数	11 箇所	6 箇所
生涯を通じた健康支援			
重点目標 10	17. 乳がん検診受診率	10.8%	25%
	18. 子宮がん検診受診率	9.5%	20%
	19. 特定検診受診率	42.7%	50%



參考資料

用語解説

❖ 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することができることを権利として認めている法律。

❖ N P O活動

Non-Profit Organization の略。

「市民活動」や「ボランティア活動」などをする人々による民間の非営利団体（N P O）の活動で、収益を私的な利益としない。

❖ N P O法

「非営利活動」をする団体に法人格を与え活動を促進するもの。

❖ エンパワーメント

力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力など、一人ひとりが力をつけること。

❖ ジェンダー

女らしさ、男らしさ、といった社会的・文化的側面からみた性差のこと。これに対し、生物学的な性差をセックス（SEX）という。

❖ ジェンダーメインストリーミング

男女共同参画の視点をあらゆる施策や制度の中に反映させる、貫いていくということ。

❖ ジェンダー・バイアス

「ジェンダーに基づく偏見およびその結果として生じる偏向」の意味で、第1に「男性は…のようなもの、女性は…のようなもの」などの、一種の「思い込み」を指す言葉。第2に性別による数量的な偏向状態があるときにジェンダー・バイアスがあるなどと表現される。

❖ 性感染症（S T D）

性的接触を介して感染する感染症。

❖ 性の商品化

女性を物＝商品として扱う傾向のこと。売買春、ポルノ、女性のセックスアピールを誇張した広告まで広い意味で用いられる。

❖ 性別役割分担

「男は仕事」「女は家事・育児」というように性別によって役割を分担すること。

❖ セクシュアル・ハラスメント

性的な言動に対する相手方の反応によって、不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すこと。

❖ 積極的取組（ポジティブ・アクション）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

❖ SOHO

Small Office Home Office の略。

情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型就労形態のこと。

❖ 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援及び地域の保育需要に応じた特別保育事業などの実施、並びに地域の保育資源の情報提供など、家庭内保育を行っている人への支援を実施する施設。

❖ 地域包括支援センター

介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に地域の高齢者を支えるために設置された機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって支援を行う。

❖ ドメスティック・バイオレンス

配偶者・パートナー（家族）からの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

❖ 放課後児童クラブ

共働きなどの事情により、留守家庭の小学校低学年児童を預かり、専任の指導員が遊びを中心とした健全育成活動を行うところ。

❖ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成6年にカイロで開催された国際人口開発会議で提唱された概念。

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。リプロダクティブ・ライツは、それを全ての人々の人権と位置づける理念である。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことが含まれている。

❖ デートDV

交際相手（別れた相手含む）からの暴力のこと。身体への暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。

❖ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての方々が「仕事」と「仕事以外の生活」（育児、介護、趣味、地域活動など）の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

伊豆市男女共同参画プラン

発行年月 令和3年4月

発行 伊豆市

編集 伊豆市総合戦略課

〒410-2413 伊豆市小立野 38 番地の2

TEL 0558-74-3066 FAX 0558-72-6588

